

税源移譲による税収等への影響（平成10年度ベース）

試算の前提

- ・ 個人住民税のフラット化（道府県3%、市町村7%） 地方の増収分と等しく所得税を減税
- ・ 国と地方の消費税の割合 4：1（現行） 1：1（移譲後）
- ・ 国と地方のたばこ税の割合 1：1（現行） 2：3（移譲後）

（単位：兆円）

区 分		移譲前 A	移譲後 B	移譲額 B - A	
国	所 得 税	17.0	13.8	3.2	
	消 費 税	10.1	6.3	3.8	
	た ば こ 税	1.0	0.8	0.2	
	そ の 他 の 税	23.1	23.1	-	
	計	51.2	44.0	7.2	
地 方	個 人 住 民 税	8.9	12.1	3.2	
	地 方 消 費 税	2.6	6.4	3.8	
	た ば こ 税	1.0	1.2	0.2	
	そ の 他 の 税	23.4	23.4	-	
	計	35.9	43.1	7.2	
	道 府 県	個 人 住 民 税	2.4	3.6	1.2
		地 方 消 費 税	1.3	3.2	1.9
		た ば こ 税	0.2	0.2	-
		そ の 他 の 税	10.1	10.1	-
		計	14.0	17.1	3.1
	市 町 村	個 人 住 民 税	6.5	8.5	2.0
		地 方 消 費 税（ 交 付 金 ）	1.3	3.2	1.9
		市 町 村 た ば こ 税	0.8	1.0	0.2
そ の 他 の 税		13.3	13.3	-	
計		21.9	26.0	4.1	

注 道府県の地方消費税は、地方消費税交付金相当額（収入額の2分の1）を除いた実質的税収を計上している。

（参考）税源移譲による都税収入への影響

（単位：億円）

都	個 人 住 民 税	3,600	5,100	1,500
	地 方 消 費 税	1,500	3,800	2,300
	た ば こ 税	300	300	-
	そ の 他 の 税	35,700	35,700	-
	計	41,100	44,900	3,800

注 地方消費税は、地方消費税交付金相当額を除いた実質的税収を計上している。そのため、税源移譲前の地方消費税及び合計額は、都の平成10年度決算額とは異なる。